

黒潮町告示第1号

令和5年度及び令和6年度黒潮町競争入札参加資格審査申請の受付に関する告示を次のように定める。

令和5年1月20日

黒潮町長 松本 敏郎



令和5年度及び令和6年度黒潮町競争入札参加資格審査申請の受付に関する告示

黒潮町契約規則（平成18年黒潮町規則第51号）第2条、第22条及び黒潮町建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成19年黒潮町訓令第128号）第3条の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度に黒潮町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）等の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」）へ参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のとおりとする。

1 競争入札に参加する者に必要な資格等（審査基準日 令和5年2月15日）

（1）建設工事

競争入札に参加できる者は、競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を含む。以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者及び次のアからオまでのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

- ア 希望する建設工事について、建設業の許可を有していない者
- イ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- エ 納期限の到来した国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者
- オ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がある者に限る。）
 - （ア） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - （イ） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - （ウ） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

（2）測量、建設コンサルタント等業務及び物品製造（購入）、役務の提供等

競争入札に参加できる者は、資格審査を受け有資格者名簿に登録された者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者及び次のアからエまでのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

- ア 営業に関し法律上必要な資格を有していない者
- イ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- エ 納期限の到来した国税、都道府県民税及び市区町村民税を滞納している者

2 申請書類

- （1） 申請書は、黒潮町入札参加資格審査申請WEBサイトより、必要書類を提出すること。ただし、申請の審査及び有資格者名簿登録後において必要書類の原本が必要な場合は、その提出を求めることがある。
- （2） 申請書は、審査基準日（令和5年2月15日）時点で作成すること。

(3) 建設工事

- ア 参加資格審査申請書
黒潮町様式
- イ 建設業許可通知書又は建設業者許可証明
- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
 - 建設業法第27条の29第1項の規定により、建設業者からの請求に基づき国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので申請日の直近のもの。
- エ 工事経歴書（県外業者のみ。許可申請書類可）
- オ 営業所一覧表（県外業者のみ。許可申請書類可、営業所における許可業種が記載されているもの）
- カ 納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税。令和5年1月4日以降の証明日付のもの）
 - (ア) 国税にあっては、申請者が個人である場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の2）、法人である場合は同規則別紙第9号書式（その3の3）
 - (イ) 都道府県税及び市区町村税にあっては、滞納がない旨の証明書※ 委任する場合は、委任先が所在する都道府県税及び市区町村税の納税証明書も添付すること。東京23区内の法人は「法人都民税」「法人事業税」を添付すること。
- キ 年間委任状（営業所又は支店に年間を通じて委託する場合のみ。様式指定なし）
- ク 法人にあっては、商業登記簿謄本
- ケ 個人にあっては身分証明書（申請日を基準とし3箇月以内に発行されたもの）
- コ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- サ 監理技術者資格証書及び監理技術者講習修了証（町内・県内業者）土木一式工事業の申請の場合のみ。
- シ 公共工事元請完成工事一覧表（町内・県内業者）土木一式工事業の申請の場合のみ。
- ス 使用印鑑届（黒潮町様式）

(4) 測量、建設コンサルタント等業務

- ア 参加資格審査申請書
黒潮町様式
- イ 営業に関する登録証明書等
- ウ 技術者が資格を有することを証する書類（町内及び県内業者のみ。）
- エ 納税証明書（建設工事と同じ）
- オ 年間委任状（営業所又は支店に年間を通じて委託する場合のみ。様式指定なし）
- カ 法人にあっては、商業登記簿謄本
- キ 法人にあっては、決算報告書（直近のもの）
- ク 個人にあっては身分証明書（申請日を基準とし3箇月以内に発行されたもの）
 - 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ケ 測量等実績調書（様式指定なし）
- コ 使用印鑑届（黒潮町様式）
- サ 技術職員名簿（任意様式）

(5) 物品製造（購入）、役務の提供等

- ア 参加資格審査申請書 黒潮町様式
- イ 営業に係る許可書等（医療機器、医薬材料、廃棄物処理、浄化槽清掃等の国又は地方公共団体の許認可が必要な業者に限る。）

- ウ 納税証明書（建設工事と同じ）
- エ 年間委任状（営業所又は支店に年間を通じて委託する場合のみ。様式指定なし）
- オ 法人にあっては、商業登記簿謄本
- カ 法人にあっては、決算報告書（直近のもの）
- キ 個人にあっては身分証明書（申請日を基準とし3箇月以内に発行されたもの）
- ク 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ケ 使用印鑑届（黒潮町様式）

（6）業者区分

- ア 町内業者 黒潮町内に本店を有する者
- イ 県内業者 県内（黒潮町を除く。）に本店を有する者
- ウ 県外業者 県外に本店を有する者

3 申請の受付期間及び受付時間

（1）受付期間

令和5年2月15日から同年3月15日まで

（2）受付時間

24時間受付

4 申請方法及び問合せ先

（1）申請方法

黒潮町入札参加資格審査申請 WEB サイト

（2）問合せ先

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野5893番地

黒潮町役場本庁 総務課 総務係

電話（直通）0880-43-2112

（代表）0880-43-2111 内線222

FAX 0880-43-2788

5 有資格者名簿登録の取り消し

有資格者名簿に登録された者が、参加資格審査申請書及びその他提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合は、その登録を取り消すものとする。

6 有資格者名簿の登録有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

7 指名停止等

- （1） 有資格者名簿に登録された者が建設工事等において不誠実、または法令違反等の行為があった場合は指名停止を行う。
- （2） 他機関が発注する公共工事において、指名停止及び営業停止処分を受けた場合は、速やかに処分内容を届け出ること。この場合において、指名停止を行う場合がある。

8 競争入札参加資格審査申請書の変更届

有資格者名簿に登録された者は、競争入札参加資格審査申請書を提出した後で、申請内容に変更があった場合は、変更届を直ちに町長に提出しなければならない。

9 3受付期間以降の受付について

令和5年3月16日～令和6年3月31までの受付に関しては申請書類の提出にて受付を致します。有資格者名簿の登録有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

令和6年4月1日以降は受付をしておりません。次回令和7年度及び令和8年度黒潮町競争入札参加資格審査申請までお待ちください。